

議案第35号

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額条例の一部を改正する条例

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額条例（平成27年北上市条例第9号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p style="text-align: center;"><u>北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）、<u>北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）に係る延長保育の保育料、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係る預かり保育の保育料、その他市立保育所に係る食事の提供に要する費用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育標準時間 保育の利用について、1月当たり平均</p>

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定による利用者負担額は、別表に定める金額を限度として、規則で定める。

2 [略]

(利用者負担額の徴収)

第3条 [略]

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、災害その他の理由により必要があると認める

275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)とするものをいう。

(2) 保育標準時間認定子ども 保育標準時間の認定を受けた子どもをいう。

(3) 保育短時間 保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)とするものをいう。

(4) 保育短時間認定子ども 保育短時間の認定を受けた子どもをいう。

(5) 延長保育 通常の保育時間を超えて行う保育をいう。

(6) 開所時間内延長 市立保育所の開所時間内で、保育所が定める保育短時間認定子どもの保育利用時間以外の時間に行う保育をいう。

(7) 預かり保育 市立幼稚園において、保育時間の終了後の時間及び休業日に実施する保育をいう。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定による利用者負担額は、別表第1に定める金額を限度として、規則で定める。

2 [略]

(利用者負担額の徴収)

第4条 [略]

(延長保育料の徴収)

第5条 市立保育所における延長保育の保育料の額は、次の額

ときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる

。

(市立幼稚園の適用除外)

第5条 市立幼稚園については、この条例の規定は適用しない

。

を上限とする。

(1) 保育標準時間認定子ども

ア 1日を単位として実施する延長保育 日額400円

イ 1月を単位として実施する延長保育 月額3,500円

(2) 保育短時間認定子ども(開所時間内延長) 日額100円

2 前項に定めるもののほか、延長保育の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(預かり保育料の額及び徴収)

第6条 市立幼稚園における預かり保育の保育料の額は、日額450円とする。

2 預かり保育の保育料は、その月の利用日数に前項に規定する預かり保育の保育料の額を乗じて得た額とする。

3 預かり保育の保育料は、当月分を翌月の市長が指定した納期限までに徴収する。

4 前3項までの規定にかかわらず、法第30条の4第2号又は第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者からは、預かり保育の保育料を徴収しない。

(副食費)

第7条 市長は、市立保育所において副食(間食を含む。以下同じ。)の提供を受ける法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から別表第2に定める副食費(副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。)を徴収する。

(副食費の不徴収)

(補則)

第6条 [略]

附 則

1 [略]

(経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

3 [略]

別表(第2条関係)

利用者の区分	利用者負担額(月額)
法第19条第1項第1号の認定	円

第8条 市長は、市立保育園において副食の提供を受ける法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)が休園し、その期間が全月に渡るときは、その月分の副食費を徴収しない。

(利用者負担額等の減免)

第9条 市長は、災害その他の理由により必要があると認めるときは、利用者負担額及び預かり保育の保育料を減額し、又は免除することができる。

(補則)

第10条 [略]

附 則

1 [略]

(経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

3 [略]

別表第1(第3条関係)

利用者の区分	利用者負担額(月額)
法第19条第1項第1号の認定	円

を受けた小学校就学前子ども	<u>15,900</u>
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども	<u>27,000</u>
法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども	[略]

を受けた小学校就学前子ども	<u>0</u>
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	<u>0</u>
法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども (法19条第1項第2号の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)	[略]

別表第2 (第7条関係)

利用者の区分	金額
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	月額 <u>4,500円</u>

2 (趣旨)  
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する、特定教育・保育施

(趣旨)  
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に規定する、特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）、北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）に係る延長保育の保育料、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係る預かり保育の保育料、その他市立保育所に係る食事の提供に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

（副食費）

第7条 市長は、市立保育所において副食（間食を含む。以下同じ。）の提供を受ける法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から別表第2に定める副食費（副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を徴収する。

（副食費の不徴収）

第8条 [略]

（利用者負担額等の減免）

第9条 [略]

設及び特定地域型保育事業の利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）、北上市立保育所条例（平成3年北上市条例第92号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）に係る延長保育の保育料、北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）第4条に規定する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係る預かり保育の保育料、その他市立保育所及び市立幼稚園に係る食事の提供に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

（主食費）

第7条 市長は、市立幼稚園（黒沢尻幼稚園を除く。次条において同じ。）において主食の提供を受ける法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり20円の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。

（副食費）

第8条 市長は、市立保育所及び市立幼稚園において副食（間食を含む。以下同じ。）の提供を受ける法第19条第1項第1号及び第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から別表第2に定める副食費（副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を徴収する。

（副食費の不徴収）

第9条 [略]

（利用者負担額等の減免）

第10条 [略]

(補則)

第10条 [略]

別表第2 (第7条関係)

利用者の区分	金額
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	月額 4,500円

(補則)

第11条 [略]

別表第2 (第8条関係)

利用者の区分	金額
法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	円 1食当たり 220
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	月額 4,500

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

(北上市立幼稚園保育料等徴収条例の廃止)

2 北上市立幼稚園保育料等徴収条例(平成27年北上市条例第8号)は、廃止する。

(特例措置)

3 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに市立幼稚園に入所した児童の入園料は、実際に支払った入園料を当該年度において当該児童が当該幼稚園に在籍した幼稚園の月数で除して得た額に平成31年4月から令和元年9月までにおける在籍月数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、100円未満の額を四捨五入して得た額)とする。

(経過措置)

4 令和元年10月1日前の利用に係る利用者負担額及び延長保育の保育料並びに預かり保育の保育料については、なお従前の例による。

令和元年9月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の利用者負担額等について所要の改正を行うものである。